農の雇用ステップアップ支援事業（未来を託す農場リーダー育成事業）

（令和8年度第3回）募集要領

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

鳥取県農業農村担い手育成機構では、新たな雇用を行った農業法人、農業者等（以下「農業法人等」）が実施する、新規就業者の人材育成のための研修経費等を助成します。

事業の対象となる新規就業者は、原則として令和８年２月１日～令和８年１０月１日の間に正社員として 65 歳未満で採用され、研修開始日時点で正社員としての就業期間が４ヶ月以上 12 ヶ月未満を経過している方です。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、令和８年１０月２２日（木）～１１月２５日（水）（必着）までに必要な申請書類を提出してください。

Ⅰ 助成内容

１ 助成額及び助成対象期間

<table>
<tr><th>（１）新規就業者への研修実施に対する助成（※1）</th><th>（２）指導者研修費</th><th>（１）及び（２）の合計額</th></tr>
<tr><td>１年目：100,000 円/月
２年目： 50,000 円/月</td><td rowspan="2">（１）の上限額の内数。ただし、１年目に限る。</td><td>１年目：1,200,000 円
２年目： 600,000 円</td></tr>
<tr><td>研修生が多様な人材の場合（※2）
１年目：112,500 円/月
２年目： 62,500 円/月</td><td>１年目：1,350,000 円
２年目： 750,000 円</td></tr>
</table>

※１：雇用就農資金による支援を受ける場合、助成期間は研修１年目に限ることとし、助成額は上限 50,000 円とする。

※２：研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等である場合。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族（３親等以内）である場合を除く。

※３：過去に本事業及び雇用就農資金の支援対象となった研修生が農業法人等の責めに帰すべき理由により離農している場合には、離農した研修生の数を超えて雇用した研修生の増加分を本事業の対象とする。

２ 助成対象経費

（1）新規就業者への研修実施に対する助成

①農業法人等の指導者が研修生に対し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために指導を行うことへの助成金（※）、就農に必要な各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料

②研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人又は専門的な知識を有する者が研修生に対して指導を行う際の謝金（時間単価は、上限2,400円とする。）

※複数の研修生に対し集合研修を行った場合は研修生の人数で割った金額とする。

③研修生に対する研修の実施に必要な交通費

④研修実施に当たって研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料

(2)指導者研修費

農業法人等の研修指導者等が人材育成や労務管理等の知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金、テキスト購入費、研修に必要な交通費

3 助成期間

最長２年間（研修実施期間が３ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。）

4 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択後、助成対象期間を調整する場合があります。

Ⅱ 募集期間、申請先

1 募集期間

令和８年１０月２２日（木）～１１月２５日（水）

※受付は土日祝日を除く。

※提出期限は、募集期間最終日の午後５時まで。郵送の場合は当日必着。

2 申請先

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構　鳥取本部

〒680-0011　鳥取市東町１－２７１　鳥取県庁第２庁舎８階

3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構のホームページ及び窓口で入手できます。

○（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構ホームページ…「担い手・経営対策」

【https://www.t-agri.com/ninaitekiko/keiei/】

Ⅲ 事業の実施要件

農の雇用ステップアップ支援事業（未来を託す農場リーダー育成事業）を実施するためには、次の要件のすべてを満たす必要があります。

1 農業法人等の要件

（1）概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者等）又は農作業受託を行う事業体で、助成期間終了後も研修生を継続雇用すること。

（2）新たに農業に就く者を正規雇用（パート、季節雇用及びアルバイトを除く。）すること。年間を通じた平均の所定労働時間が原則週 35 時間（研修生が障がい者の場合は 20 時間）以上であること。

（3）研修生に就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。

（4）研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者（経営主本人を含む。）を明確にすること。ただし、研修責任者は農業経験５年以上の者又は認定農業者であること。

（5）研修生と期間の定めのない雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険を含む）に加入させること。

（6）常時 10 人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。

（7）研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障がい者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。

（8）過去における雇用及び就農者育成に係る研修に関して、法令や事業要件に抵触する等のトラブルがないこと（既に是正され１年を経過している場合を除く）。また、本事業の申請時点において返還すべき助成金がないこと。

（9）経営開始資金、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始支援資金、就農応援交付金の交付期間中でないこと。

(10) 本研修開始年度の５か年度前から前年度までに、全国農業会議所が実施する雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農緊急支援資金（以下、「雇用就農資金等」という。）など、新規就農者早期育成支援事業の法人等雇用就農者または研修生（以下「法人等雇用就農者等」という。）及び本事業の研修を開始した研修生（以下、「過去に受け入れた研修生等」という）の数が２人以上の場合、原則として農業に従事している研修生の数が、過去に受け入れた研修生等の数の１／２以上であること。ただし、研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）である場合、及び研修生の死亡や天災その他やむを得ない事情であると事業実施主体が認めた場合は、過去に受け入れた研修生等から除くことができるものとする。

(11) 原則、市町村の地域計画において「地域内の農業を担う者」として位置付けられている又は位置づけられることが確実な者であること。

(12) 農業の「働き方改革」について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画があり、従業員と共有している場合はこの限りでない。

(13) 従業員が６ヶ月間継続勤務し、その６ヶ月間の全労働日の８割以上を出勤した場合は、10 日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数１年ごとに、その日数に１日（３年６ヶ月以降は２日）を加算した有給休暇を総日数が 20 日に達するまで付与すること。

(14) 以下の全ての項目について、就業規則若しくはこれに準ずるものに規定している、又は研修開始後１年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が６時間を超える場合には１時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週１日以上又は４週間を通じて４日以上の休日を確保すること。

(15) 以下の項目のいずれか２つ以上に既に取り組んでいる、又は研修開始後１年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）については、既に取り組んでいる、又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を 2,445 時間以内とすることを規定すること。

（イ）従業員の人材育成及び評価の仕組みを整備すること。

（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

（エ）就業規則又はこれに準ずるものに産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定すること。

(16) 正規採用から 1 年目研修修了までの間に、研修生に対して以下の項目のいずれかを実施するよう努めること。

（ア）農業技術検定の受験等による習得状況の確認

（イ）資格・免許取得への挑戦、セミナー受講、研修会への参加等、研修生の農業従事に係るスキルアップに向けた取組

(17) 農業法人等の代表または研修指導者が、「労務管理」に関する研修セミナーを受講すること。

(18) その他鳥取県農業農村担い手育成機構が定める採択基準を満たす者であること。

２ 研修生（新規就業者）の要件

（１）就農意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就農する意思がある県内在住者とする。

（２）新たに農業法人等に採用される者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。

（３）過去の農業就業期間が原則５年未満（過去に従事した農業の営農類型（耕種・畜産の別）が本事業で従事する営農類型と異なる場合にはこの限りでない）等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

（４）新たに農業法人等に正社員として採用された者で、研修開始時点で正社員として採用されてから４ヶ月以上 12 ヶ月未満の者であること。

（５）正社員としての採用時の年齢が、65 歳未満である者

（６）年齢要件を除き、原則、雇用就農資金の法人等雇用就農者の要件を満たすこと。

（７）研修生が農業法人等の代表者の親族（３親等以内）であっても、雇用保険及び労働者災害補償保険等に加入させる場合には対象と出来るものとする。ただし、経営継承を前提としており鳥取県親元就農促進支援交付金の支援対象となる場合には、当該交付金の活用を優先すること。

３ 補完研修生（補完雇用就農者）の要件

農業法人等が、過去に本事業の支援対象となった法人等雇用就農者が当該農業法人等の責めに帰すべき理由により離農した場合に、新たに本事業の支援を受けるために当該離農者分にあたる新規就農者として雇用する者（補完雇用就農者）は、次の事項を全て満たさなければならない。

（１）当該農業法人等において初めて本事業の支援対象となった法人等雇用就農者のうち採用日が最も早い者の採用日以降に、当該農業法人等との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結し

て採用された者であること。ただし、当該就農者が独立等することを前提としている場合は、従業員としての雇用契約の締結で可とする。

（２）（１）の採用日時点で 65 歳未満であること。

（３）雇用保険及び労働者災害補償保険に加入していること。また、雇用元が法人の場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入していること。

（４）主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事し、１週間の所定労働時間が３５時間以上であること。ただし、当該就農者が障がい者の場合は、１週間の所定労働時間は２０時間以上で可とする。なお、１週間の所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると鳥取県農業農村担い手育成機構が認める場合はこの限りではない。

（５）（１）で締結した雇用契約より前に当該農業法人等との間で正社員としての雇用関係がないこと。ただし、当該農業法人等が新たに農業に参入した法人であって参入以前に雇用関係がある場合はこの限りではない。

（６）過去の農業就業期間等が５年以内であること。

Ⅳ 採択にあたっての審査事項

提出された研修実施計画等について全ての応募要件を満たしている申請について総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。なお、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

Ⅴ 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、令和９年１月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

Ⅵ 注意事項

１　助成金の交付は２年間の研修期間を鳥取県農業農村担い手育成機構が定める期間に区切って行うため、期間ごとに助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として事業実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みのため、支援開始後に行う現地確認に協力していただきます。
助成金交付申請書などの書類が、鳥取県農業農村担い手育成機構が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。
また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。

２　採択後、研修指導者等は指導者養成研修会に、研修生（新規就業者）は事業説明・研修会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。

３　採択後に、申請内容等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。

４　採択後に、次に該当する場合は、助成の一部又は全部を交付しません。既に交付した助成金について

は返還を求めます。

①著しく研修計画に即した研修が行われていないと認められる場合

②著しく研修の効果が認められない場合

③農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）

④鳥取県及び鳥取県農業農村担い手育成機構が定める要件等に違反した場合

⑤虚偽の申請や報告等、事業に関する不正が認められた場合

⑥鳥取県農業農村担い手育成機構が定める期日までに、助成金の申請に係る資料が提出されない場合

5　必要最低限度内の申請内容及び事業実施内容について関係機関に情報提供するとともに、鳥取県農業農村担い手育成機構ホームページで農業法人等名および研修生氏名を公表する場合があります。